

令和 8 年 3 月 9 日

安芸高田市乳児等通園支援事業認可等要綱を次のように定める。

安芸高田市長 藤本 悦志

### 安芸高田市乳児等通園支援事業認可等要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 15 に基づく乳児等通園支援事業の認可、変更、休止又は廃止の承認及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「子子法」という。)第 54 条の 2 に基づく特定乳児等通園支援事業の確認等について、必要な事項を定めるものとする。

(認可及び確認申請)

第 2 条 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業の確認(以下「認可等」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、乳児等通園支援事業認可申請書(兼)特定乳児等通園支援事業者確認申請書(様式第 1 号)に、別表第 1 に掲げる書類のうち、必要なものを添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請をしようとするときは、乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)(様式第 2 号-1)又は乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)(様式第 2 号-2)を提出し、その事業計画等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(認可基準及び確認基準)

第 3 条 乳児等通園支援事業の認可の基準は、安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年安芸高田市条例第 29 号。以下「認可基準」という。)に定めるところによるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業の確認の基準は、安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(令和 7 年安芸高田市条例第 38 号。以下「確

認基準」という。)に定めるところによるものとする。

- 3 市長は、前条第1項の申請があった乳児等通園支援事業を実施する施設の所在地を含む教育・保育提供区域(子子法第61条第2項第1号の規定により市が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。)内における子子法第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者(以下「特定乳児等通園支援事業者」という。)の利用定員の総数が、子子法第61条第1項の規定により定める安芸高田市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)における当該教育・保育提供区域の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員の総数に既に達しているとき若しくは当該申請に係る乳児等通園支援事業の認可によってこれを超えることになることになると認めるとき又はその他の事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該申請者に対し認可等をしないことができる。

(認可等の審査及び安芸高田市子ども・子育て会議への意見聴取)

- 第4条 市長は、第2条第1項の申請があったときは、前条の認可基準及び確認基準に基づき審査を行い、認可等又は不承認を決定するものとする。この場合において、市長は、認可等の決定をしようとするときは、あらかじめ安芸高田市子ども・子育て会議(安芸高田市子ども・子育て会議条例(平成25年安芸高田市条例第31号)第1条に定める安芸高田市子ども・子育て会議をいう。)の意見を聴かなければならない。

(認可の通知等)

- 第5条 市長は、前条の審査の結果、当該申請を認可する決定をしたときは乳児等通園支援事業認可通知書(様式第4号)により、認可の不承認を決定したときは乳児等通園支援事業認可不承認通知書(様式第5号)により、当該申請者に対し通知するものとする。

(確認の通知等)

- 第6条 市長は、第4条の審査の結果、当該申請を確認したときは特定乳児等通園支援事業者確認通知書(様式第6号)により、不確認としたときは特定乳児等通園支援事業者不承認通知書(様式第7号)により、当該申請者に対し通知するものとする。

(変更の届出)

- 第7条 認可等を受けた申請者(以下「事業者」という。)は、当該認可等を受け

た事項について、変更があったときは、次の各号に掲げる変更の事由の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類に別表第2に定める書類のうち必要なものを添えて速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 施設名称等の変更 乳児等通園支援事業者認可変更届出書(施設名称等の変更)(様式第8号-1)
- (2) 建物・設備の変更 乳児等通園支援事業者認可変更届出書(建物その他の設備の変更等)(様式第8号-2)
- (3) 利用定員の増加 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書(利用定員の増加)(様式第8号-3)
- (4) 利用定員の減少 特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(利用定員の減少)(様式第8号-4)
- (5) その他の変更 特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(利用定員の変更以外)(様式第8号-5)

2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該事業者に対し、受理書(様式第9号)を交付するものとする。

(廃止、休止等)

第8条 事業者は、事業を廃止し、休止し、又は確認を辞退しようとするときは、あらかじめ、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書(兼)特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書(様式第10号)に關係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業の廃止又は休止による申請があった場合において、これを承認するときは、乳児等通園支援事業廃止(休止)承認通知書(様式第11号)を、承認しないときは、乳児等通園支援事業廃止(休止)不承認通知書(様式第12号)を当該事業者に対し交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による確認の辞退による届出を受理したときは、事業者に対し、受理書(様式第9号)を交付するものとする。

(認可の取消し)

第9条 市長は、法第58条第2項の規定により認可の取り消しを行った場合は、乳児等通園支援事業認可取消通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(確認の取消し等)

第10条 市長は、子子法第54条の3において準用する子子法第52条第1項の規

定により確認の取り消し又は効力の停止を行った場合は、特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認可等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月9日から施行する。

## 別表第1

### 1. 認可・確認共通

必要書類		様式	一般型	余裕活用型	備考
名称、種類及び位置がわかる書類等	施設全体の付近見取図		○	○	
実施計画書	乳児等通園支援事業 実施計画書 (一般型用)	様式第2号-1	○	○	
	乳児等通園支援事業 実施計画書 (余裕活用型)	様式第2号-2	○	○	

### 2. 認可関係

必要書類		様式	一般型	余裕活用型	備考
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等	建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)		○	省略可	・実施場所(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等)を示す平面図は省略不可。 ・その他立面図は、認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
	設備の概要		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)

	土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ提出)		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
	建物の建築確認検査済証の写し(当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
事業の運営についての重要事項に関する規程	運営規程		○	○	
経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴等	履歴書(経歴書)		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
	(経営の責任者)法人全部事項証明書(登記簿謄本)		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
	(福祉の実務に当たる幹部職員)資格証(保育士等)の写し		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
収支予算書等	収支予算書(収支計画、収入項目(補助金、利用料等)、支出項目などを記載したもの)		○	○	
	借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書(企業会計の基準による会計処理を行っている場合)		○	○	
	直近3年間の運営		○	○	

	状況(決算書等)(社会福祉法人及び学校法人以外の場合)(法人全体のもの)				
	借入金返済(償還)計画書(事業に関し、借入れ等を行っている場合のみ提出)		○	○	
乳児等通園支援事業を行う者の履歴等	職員一覧表		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
	職員の履歴書		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
	資格証明書(保育士等)の写し		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
	研修の認定証(修了証)の写し		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類等	預金残高証明(社会福祉又は学校法人は提出不要)		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
法人の場合、その法人格を有することを証する書類等	登記事項証明書(又は法人登記簿謄本)		○	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※1)
定款、寄附行為その他の規約	設置者の定款又は寄附行為等の写し(法人又は団体の場合)		○	省略可	既に市町村に提出済みの定款等において、第二種社会福祉事業「乳児等通園支援事業」の実施が確認できる場合には省略可能
誓約書(兼役員等名簿)		様式第3号	○	○	

### 3. 確認関係

必要書類		様式	一般型	余裕活用型	備考
施設(事業所)の名	運営規程		省略	省略可	認可書類等と重複する

称、所在地			可		場合には省略可能(※2)
設置者(申請者)の名称、主たる事務所の所在地	法人全部事項証明書(登記簿謄本)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書(経歴書)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	法人全部事項証明書(登記簿謄本)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	誓約書(兼役員等名簿)	様式第3号	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
代表者の住所	履歴書(経歴書)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
設置者(申請者)の定款、寄附行為及び登記事項証明書等	設置者の定款又は寄附行為等の写し		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要	建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	設備の概要		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	賃貸借契約の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し(不動産の貸与を受ける場合のみ提出)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	建物の建築確認検査済証の写し(当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)

	明書)				
乳児等通園支援事業の認可証等の写し	乳児等通園支援事業の認可を受けていることを証明する書類の写し		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数	乳児等通園支援事業 実施計画書 (一般型用)	様式第2号-1	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	乳児等通園支援事業 実施計画書 (余裕活用型用)	様式第2号-2	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
事業者の管理者の氏名、生年月日、住所	履歴書(経歴書)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
運営規程	運営規程		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	安全計画		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにする書類		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	職員勤務体制表(シフト表など)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	就業規則、給与規定、経理規定等		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
	社会保険加入確認書類(健康保険・厚生年金・労働保険関係)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
事業に係る資産の状況	預金残高証明(社会福祉法人又は学校法人は提出不要)		省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費		○	○	

の請求に関する事項	の請求に関する事項				
誓約書	誓約書(兼役員等名簿)	様式第3号	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)
役員の氏名、生年月日及び住所	誓約書(兼役員等名簿)	様式第3号	省略可	省略可	認可書類等と重複する場合には省略可能(※2)

#### 4. その他

必要書類	様式	一般型	余裕活用型	備考
消防設備点検報告書または検査済証の写し		○	○	
防火管理者選任届出書の写し		○	○	
避難経路図、消火用具配置図		○	○	
搬入業者との契約書の写し(外部提供の場合)		○	○	
委託業者との契約書の写し(調理を委託する場合)		○	○	
食品衛生責任者設置届の写し		○	○	
利用契約書、重要事項説明書		○	○	
賠償責任保険証書(保険加入の状況が分かる契約書)の写し		○	○	
事故防止、災害対策、緊急時対応、安全管理、健康管理、衛生管理マニュアル		○	○	
虐待、懲戒権濫用防止マニュアル		○	○	
事業所のパンフレット等		○	○	

※1 県が認可等をした保育所、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、市における子法第29条第1項の確認や指導監督等において把握できている場合は省略可能。

※2 市における乳児等通園支援事業に係る認可等において把握できている場合は省略可能。

#### 別表第2

##### 1. 施設名称等の変更又は建物その他の設備の変更等の場合

必要書類(変更が生じたものに限る)	様式	提出時期
実施計画書	乳児等通園支援事業 実施様式第2	変更のあった日から

	計画書(一般型用)	号-1	起算して1か月以内
	乳児等通園支援事業 実施 計画書(余裕活用型用)	様式第2 号-2	
施設の名称、種類、 位置(所在地)	運営規程		あらかじめ
	法人全部事項証明書(登記 簿謄本)		
	施設全体の付近見取図		
定款、寄附行為その 他の規約	設置者の定款又は寄附行為 等の写し(法人又は団体の 場合)		
建物その他設備の規 模及び構造並びにそ の図面	建物図面(平面図、立面図 等)の写し(各部屋の用途や 面積等を明示したもの)		
	設備の概要		
	土地及び建物の登記簿謄本 (登記事項全部証明書)		
	賃貸借契約書の写し、無償 の貸与又は使用許可を受け る事を証明する書面の写し (不動産の貸与を受ける場 合のみ提出)		
事業の運営について の重要事項に関する 規程	運営規程		
経営の責任者若しく は福祉の実務に当た る幹部職員	履歴書(経歴書)		
	(経営の責任者)法人全部事 項証明書(登記簿謄本)		
	(福祉の実務に当たる幹部 職員)経歴を証する書類、 資格証(保育士等)の写し		
	誓約書(兼役員等名簿)	様式第3 号	
その他市長が必要 と認める書類			

## 2. 利用定員の増加による変更の場合

必要書類(変更が生じたものに限る)	様式	提出時期	
実施計画書	乳児等通園支援事業 実施 計画書(一般型用)	様式第2 号-1	あらかじめ
	乳児等通園支援事業 実施 計画書(余裕活用型用)	様式第2 号-2	
建物の構造概要及び	建物図面(平面図、立面図)		

図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要	等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)		
職員関係	職員勤務体制表(シフト表など)		
その他市長が必要と認める書類			

3. 利用定員の減少又はその他の事由による変更の場合

必要書類(変更が生じたものに限る)		様式	提出時期
実施計画書	乳児等通園支援事業 実施計画書(一般型用)	様式第2号-1	変更のあった日から起算して10日以内
	乳児等通園支援事業 実施計画書(余裕活用型用)	様式第2号-2	
施設(事業所)の名称、所在地	運営規程		
設置者(申請者)の名称、主たる事務所の所在地	法人全部事項証明書(登記簿謄本)		
代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書(経歴書)		
	法人全部事項証明書(登記簿謄本)		
	誓約書(兼役員等名簿)	様式第3号	
代表者の住所	履歴書(経歴書)		
設置者(申請者)の定款、寄附行為及び登記事項証明書等	設置者の定款又は寄附行為等の写し		
建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要	建物図面(平面図、立面図等)の写し(各部屋の用途や面積等を明示したもの)		
	設備の概要		
代表者の氏名、生年月日及び職名	履歴書(経歴書)		
	資格証(保育士等)の写し		
運営規程	運営規程		
乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項	乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項		
役員(兼役員等名簿)の氏名、生年月日及び住所	誓約書(兼役員等名簿)	様式第3号	
その他市長が必要と認める書類			

様式第1号(第2条関係)

乳児等通園支援事業認可申請書(兼)特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

安芸高田市長

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 氏名(又は名称) \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

別表第1に定める必要書類のうち該当するもの

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称

(2)施設の所在地

(3)区分

(4)受入年齢  歳から  歳まで

(5)事業開始予定日

(6)提供日・時間・提供を行わない日

(7)利用料 利用料金(1時間当たり)  円

(8)キャンセル料 キャンセル料の有無

キャンセル料が発生する場合の理由

(9)給食・おやつ

給食の有無  費用  円

おやつの有無  費用  円

(10)その他費用 その他の費用の有無  内容  費用  円

2 職員配置等に関する調書

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年

(2) 職員の配置状況

定員のすべてを受け入れする際の配置人数を記入してください。

(利用定員)

職員数	<input type="text"/> 人	うち保育士資格者数	<input type="text"/> 人	0歳	<input type="text"/> 人	1歳	<input type="text"/> 人	2歳	<input type="text"/> 人
専従者数	<input type="text"/> 人	うち保育士資格者数	<input type="text"/> 人						

(3)職務内容

4 施設設備状況調査

(1) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業を実施する面積	基準面積	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(2) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積	②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積	④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(3) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件			確認欄	
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。				
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。				
要件	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階級の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		

ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。	
	① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。	
	② 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	
カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	

(4) 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法  ・調理室の有無  ・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

5 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)

1 基本情報

(1)施設名称			
(2)施設の所在地			
(3)区分	余裕活用型乳児等通園支援事業		
(4)受入年齢	歳から		歳まで
(5)事業開始予定日			
(6)提供日・時間・提供を行わない日			
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		
	キャンセル料が発生する場合の理由		
(9)給食・おやつ	給食の有無	費用	円
	おやつの有無	費用	円
(10)その他費用	その他の費用の有無	内容	費用 円

2 職員配置等に関する調書

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2) 職員の配置状況

(ア) 定員(1号、2・3号合計)

	0歳児	1・2歳児	合計	利用定員の空き枠
教育・保育の利用定員				
教育・保育の在籍児童数				

(イ) 室別面積等 ※平面図を添付してください

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積		
保育に必要な面積		
乳児等通園支援事業に充てられる面積		

(ウ) 職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数		
(うち保育士数)		
保育に必要な職員数		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数		

3 食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法

・調理室の有無

・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

4 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)秘密保持に関する必要な措置(運営規程に規定されている場合は省略可)

誓約書(兼役員等名簿)

年 月 日

安芸高田市長

所在地\_\_\_\_\_

届出者 氏名(又は名称)\_\_\_\_\_

代表者氏名\_\_\_\_\_

申請者が(別紙に記載する役員等を含む)、児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しないことを誓約いたします。

(児童福祉法第34条の15第3項第4号)

- イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であり、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重

要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

- へ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者であるとき。



様式第 4 号(第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

様

安芸高田市長



乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可について、次のとおり認可しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
定員	
認可年月日	年 月 日

様式第 5 号(第 5 条関係)

第 号  
年 月 日

様

安芸高田市長



乳児等通園支援事業認可不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可について、次のとおり不承認としましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、安芸高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸高田市を被告として(訴訟において安芸高田市を代表する者は安芸高田市長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 号(第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

安芸高田市長



特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付で申請のあった特定乳児等通園支援事業の確認について、次のとおり確認しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
定員	
事業の開始年月日	年 月 日

様

安芸高田市長



特定乳児等通園支援事業者不確認通知書

年 月 日付で申請のあった特定乳児等通園支援事業の確認について、次のとおり不確認としましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、安芸高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸高田市を被告として(訴訟において安芸高田市を代表する者は安芸高田市長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

乳児等通園支援事業者認可変更届出書(施設名称等の変更)

年 月 日

安芸高田市長

所在地\_\_\_\_\_

届出者 氏名(又は名称)\_\_\_\_\_

代表者氏名\_\_\_\_\_

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法  
施行規則第 36 条の 36 第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の種類
	事業所の位置(所在地)
	(法人又は団体の場合)定款、寄附行為その他の規約

### 3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

### 4. 添付書類

別表第2に定める必要書類のうち該当するもの

乳児等通園支援事業者認可変更届出書(建物その他の設備の変更等)

年 月 日

安芸高田市長

所在地\_\_\_\_\_

届出者 氏名(又は名称)\_\_\_\_\_

代表者氏名\_\_\_\_\_

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を受けた事項を次のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 4 項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
	事業の運営についての重要事項に関する規程
	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

### 3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

### 4. 添付書類

別表第2に定める必要書類のうち該当するもの

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書(利用定員の増加)

年 月 日

安芸高田市長

所在地\_\_\_\_\_

申請者 氏名(又は名称)\_\_\_\_\_

代表者氏名\_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 44 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後(増加)の利用定員 (人)			
(参考)				(参考)			
0~2歳	0歳	1歳	2歳	0~2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別表第 2 に定める必要書類のうち該当するもの

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(利用定員の減少)

年 月 日

安芸高田市長

所在地\_\_\_\_\_

届出者 氏名(又は名称)\_\_\_\_\_

代表者氏名\_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		

2. 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後(減少)の利用定員 (人)			
(参考)				(参考)			
0~2歳	0歳	1歳	2歳	0~2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している 小学校就学前子 どもに対する措置							

利用定員を減少 しようとする年月 日	
利用定員を減少 しようとする理由	

### 3. 添付書類

別表第2に定める必要書類のうち該当するもの

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(利用定員の変更以外)

年 月 日

安芸高田市長

所在地\_\_\_\_\_

届出者 氏名(又は名称)\_\_\_\_\_

代表者氏名\_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所(所在地)
	設置者(申請者)の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名

	代表者の住所
	設置者(申請者)の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

### 3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

### 4. 添付書類

別表第2に定める必要書類のうち該当するもの

様式第9号(第7条、第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

安芸高田市長



受理書

年 月 日付で届出のあった、認可・確認の変更(確認の辞退)について、次のとおり受理しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
届出の内容	
受理日	年 月 日

様式第 10 号(第 8 条関係)

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書  
(兼)特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

安芸高田市長

所在地\_\_\_\_\_

申請及び届出者 氏名(又は名称)\_\_\_\_\_

代表者氏名\_\_\_\_\_

児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 48 条の規定による確認の辞退をしたいので、次のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:                      メール:
廃止又は休止及び確認辞退の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	

廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
( 廃 止 の 場 合 ) 財 産 処 分	

様式第 11 号(第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

様

安芸高田市長



乳児等通園支援事業廃止(休止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止(休止)について、次のとおり承認しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
廃止(休止)年月日	年 月 日

様

安芸高田市長



乳児等通園支援事業廃止(休止)不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止(休止)について、次のとおり不承認としましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、安芸高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸高田市を被告として(訴訟において安芸高田市を代表する者は安芸高田市長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 13 号(第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

様

安芸高田市長



乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日付けで認可した乳児等通園支援事業について、次のとおり認可を取り消します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
認可取消日	年 月 日
理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、安芸高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸高田市を被告として(訴訟において安芸高田市を代表する者は安芸高田市長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

安芸高田市長



特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止通知書

年 月 日付けで確認した特定乳児等通園支援事業について、次のとおり  
確認取消 しますので通知します。  
効力停止

事業所の名称	
事業所の所在地	
確認取消・効力停止 年 月 日	年 月 日
確認取消又は効力停止 となる範囲及び その理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、安芸高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸高田市を被告として(訴訟において安芸高田市を代表する者は安芸高田市長になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。